

「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」助成金 Q&A

【助成金制度について】

Q1 助成対象期間について

A **令和8年6月1日以降に出発し、令和9年2月1日までに終了するもの**が対象となります。助成要件については要綱をご覧ください。

Q2 過去（令和2年度から令和7年度）に、助成を受けましたが制限はありますか。

A 特に制限は設けておりません。

Q3 他の都道府県や市町村の助成制度との併用は可能ですか。

A 特に制限は設けておりませんが、当協会の他助成制度との併用はできません。

Q4 【バスツアーの場合】

旅行行程が飛行機などを利用し、九州圏内をバスで移動するツアーも対象となりますか。

A 対象となりません。

行程の開始から終了まで借上バスを利用することがバスツアーの前提であり、行程の出発地が九州地区内であることが助成条件となります。

（補足）募集型の場合、ツアー参加者の行程出発地までの移動手段は問わない。

【貸切バス借上げ費用助成について】

Q5 バス助成額は1台あたり1日いくらになりますか。

A **貸切バス1台あたり1日30,000円**の助成となります。たとえば、宮崎県内に1泊2日の行程（2日間とも宮崎県内での体験や観光行為を含む）でバスを2台借上げた場合、@3万円×2台×2日で、最大12万円の助成となります。

Q6 借上げ料金が3万円に満たない場合はどうなりますか。

A 借上げ料金が税込み3万円に満たない場合は、実際に要した費用を助成します。

Q7 バスの種類（大型・中型）に制限はありますか？

A 特に制限は設けておりません。ただし、中型タクシー等は対象外になります。

【修学旅行の場合】

小規模校等の場合はジャンボタクシーの利用も対象となります。（1台に限る）

【商品企画開発助成について】

Q8 1人泊あたりの助成額はいくらになりますか。

A **1人泊あたり1,000円**の助成となります。

(補足) 旅行行程期間内に宮崎県内での体験や観光行為のない宿泊は不可

Q9 県内宿泊施設にカーフェリーは含まれますか？

A 【修学旅行の場合】

旅行行程期間内に宮崎県内での体験や観光行為が組まれていれば、

宮崎発着カーフェリーでの宿泊も対象となります。詳細はお問い合わせください。

【バスツアーの場合】

九州以外の発着となるためカーフェリーは対象外です。



Q10 商品企画開発助成は添乗員も対象ですか。

A 添乗員も対象となります。

※バスの運転手、バスガイドは対象外です。

【修学旅行の場合】

生徒、教員の他に、添乗員、看護師、カメラマン、保護者が対象となります。

【申請について】

Q11 申請書の提出は、メールでも可能でしょうか。

A 押印の必要のない書類は、メールでの提出が可能です。PDFにて送信をお願いします。
メールにて提出可能・不可の書類は以下の通りです。

・メールでの**提出可能**な書類

様式第1号 交付申請書

様式第2号 誓約書

様式第4号 変更・申請取り下げ承認申請書

様式第6号 実績報告書

様式第8号 請求書

添付資料 (旅行行程表・貸切バス運送引受書(写))

・メールでの**提出不可**書類 (郵送または持参)

様式第7号 宿泊証明書

Q12 申請は誰が行いますか。

A **旅行会社様などが行います。**

※申請から請求まで申請者は一貫してください。

Q13 申請書はいつまでに提出すればいいですか。

A 交付申請書類（様式第1号・様式第2号）は旅行出発日の10日前までに、
変更・申請取り下げ承認申請書（様式第4号）は旅行出発前までに、実績報告書類
（様式第6号・様式第7号）は旅行終了日より起算して20日以内に提出を
お願いします。

また、宿泊証明書（様式第7号）は、押印原本での提出が必要となります。

Q14 交付申請時よりバスの台数、もしくは宿泊人数が増加しました。何か手続きは
必要ですか。

A 助成金額合計（貸切バス助成と商品企画開発助成の合計）が増加する場合は、
変更申請書（様式第4号）を旅行出発前までにご提出ください。

なお、旅行日程の変更等、助成金額が減額する場合の提出は不要です。

※様式第4号についてご不明な点は、ご一報ください。

Q15 書類に誤りがありました。訂正はどのように行えばいいですか。

A ①押印が必要のない書類の場合

再作成をお願いします。

②押印が必要な書類の場合（宿泊証明書）

該当箇所に二重線を引き、訂正印の押印をお願いします。

・宿泊証明書（様式第7号）

訂正印は宿泊施設様の印鑑（宿泊証明書に押印している印）です。

Q16 宿泊利用証明書に押印する印鑑は、フロントスタッフの印鑑でも
いいですか。

A 問題ありません。ただし、訂正箇所があった場合の訂正印も
同一の印鑑が必要となりますので、ご注意ください。



その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(公財) 宮崎県観光協会 国内誘致部

☎ 0985-25-4676 FAX: 0985-26-6123

✉ manabitabi@kanko-miyazaki.jp